

安倍氏国葬、実態は「内閣葬」 憲法学者・木村草太さんが語る「儀

式の矛盾」



定義あいまい、議論も混乱

国会の閉会中審査で岸田文雄首相と野党サイドの論戦はかみ合わず、約16億6000万円の概算費用に納得できた国民はどれほどいただろう。安倍晋三元首相の国葬が行われる27日に向けて岸田政権が遮二無二突き進む中、法的分析の必要を指摘する人がいる。東京都立大教授の木村草太さん（42）である。



木村草太・東京都立大教授 = 岩沢蘭氏撮影

憲法学者の木村さんはこれまで国葬を巡る**政府の説明を注視**してきたという。例えば「弔意表明」。個人的な感想だとして、葬儀を行うのに弔意を求めないという岸田首相の説明には強い違和感を覚えると明かした。要するに安倍氏の国葬はちぐはぐに見えるんです、と木村さんはそう切り出したのである。

「かえって安倍氏に失礼な気がします。一般的には葬儀では喪主が弔意を求める。喪主は『弔意を示してくれるとうれしい。故人も浮かばれます』と言う。そして人にはそれに応え弔意を示す、示さないの自由がある。**あえて『弔意を求めません』と宣言してから葬儀をやるというのはちよっと異様**です」

確かにそうだろう。弔旗の掲揚や黙とうなどの「弔意表明」について、岸田首相は8月31日の記者会見で「国民一人一人に弔意表明を強制する

との誤解を招くことがないよう、閣議了解を行わず、地方公共団体や教育委員会等に対する協力の要望も行う予定はない」と語っている。8日に行われた国会の閉会中審査での首相答弁を以下、採録しておく。

岸田首相 **国民の皆さんとともに安倍元総理に対して弔意を示す**こと。これは重要であると思います。ただ、国民一人一人に弔意の表明を強制的に求めるものではない。こうしたことは強調させていただいています。今般の国葬儀、国民一人一人に喪に服することを求めるというものではない。今般の国葬儀の実施によって内心の自由が侵害される。こうしたことはないと考えております。

これまでのように「内閣・自民党合同葬」にして、内閣が国民に弔意を呼びかける自然な形にしておけば、ここまで大きな反対は起きなかったでしょうね、と木村さん。「国葬と名付けたから、国民を無理やり弔意表明に巻き込む印象を与え、その打ち消しのために弔意の呼びかけができなくなった。反対多数の世論調査も多くなった。遺族の方々もつらいでしょう」とおもんばかりなのである。

国葬当日、木村さんには気になっていることがある。それは黙とうの時間だ。「**弔意強制とは別に、プライバシーの問題**が起きます。職場や学校などで黙とうの時間が設定されれば、強制でなくても、**黙とうをするかどうか**が他の人に知られてしまいます。上司や先生に、黙とうしないこと、あるいは黙とうしていることを知られたくないということもあるでしょう。**弔意・敬意を示すかどうかはプライベートなことであり、配慮してほしい**」。まずは国民へ目を向けることを望んだのである。

改憲に意欲を見せてきた岸田首相について、木村さんは辛辣に語ったことがある。いわく「やってる感を示しているだけ」。本気でやるつもりなら、漠然と改憲を訴えるのではなく、具体案を示すはずだが、そうしないのが岸田首相である。そして今、国葬を巡る一連の首相発言を見てもやはり「**説明のポイントが分かってない。ぐだぐだです**」とバツサリである。

かねて引っかかっていたことがある、と木村さんはここで本論を語り出した。それは岸田首相が一貫して説明してきた**国葬の定義**についての話だ。首相は今回の国葬を「故人（安倍氏）に対する敬意と弔意を**国全体として表す**儀式」と定義した。首相の言う「国全体」とはそもそも何を指す

のか、疑問があるというのだ。**国葬が妥当なのか、合憲であるかを論じるには「国葬の名で行う儀式の定義を把握する必要がある」とも言った。**

木村さんによると、「**国全体**」について三つの解釈があり得る。一つ目の解釈は「**国民全員**」。敬意や弔意を表したり持ったりするかどうかは憲法 19 条の思想・良心の自由であり、敬意や弔意の表現については 21 条の表現の自由に関わる。「もし首相が『**国全体 = 国民全員**』と考えるのなら、国民全員の敬意や弔意を内閣が勝手に表現するということになる。そうだとすれば、**今回の国葬は内閣による越権行為で、違憲になる**」

二つ目は「**安倍氏に敬意や弔意を持っている国民の一部**」。だが、そうすると「**故人のファンのためのファンクラブの行事**」のような行事になり、一部国民のための私的行事ということになる。ファンのために私的行事を行うのは、**公共のために動くべき内閣の役割とはいえない。内閣に私的行事を行う権限はありません**」。そしてもう一つの解釈が「**内閣**」。だが、「**内閣全体**という意味なら、内閣葬と名付けるべきで、わざわざ国葬と名乗る資格はないということになります」。

つまり、「**国全体**」をどう定義しても「**内閣には今回の国葬を執り行う権限はない**」ということになる。とはいえ、「**国全体**」の定義をあいまいなままにしたがために、どこか混乱した、不毛な議論が続いているようである。

憲政史上最長の約 8 年 8 カ月にわたり首相の重責を担ったことなどを国葬の理由に挙げてきた首相発言は周知の事実である。ところが、木村さんは「**安倍氏の功績と儀式の関係が不明瞭だ**」と言い、**安倍氏の「特別扱い」に疑問**を呈したのだ。なぜなら、政府は**国葬を「敬意・弔意を表す儀式」とするものの、「安倍氏の功績を特別にたたえる儀式」、すなわち「表彰」とは説明していない**からだ。

「今回の国葬を、政府の認定した**功績を特別にたたえる儀式**だと定義するなら、他の首相経験者やさまざまな功績のある国民と安倍氏とを区別する客観的で合理的な基準が示されない限り、**平等原則違反**になる」

表彰は警察署では人命救助、官庁では勤続年数といった明確な基準に基づいて行われ、文化や芸術では各分野の専門家が政治から独立して客観的

に審査したうえで行う。だが、安倍氏の国葬については、あらかじめ定められていた基準がないとし、仮に安倍氏の功績を理由とするのであれば、「客観的な基準や審査手続きにのっとって『賞』を与えないと、特別扱いする理由を説明できない。現在の説明では、功績の評価はあくまで首相の主観的な感想に基づくもので、それを表彰するなら、もはや国葬ではなく『岸田賞授与式』ということでしょう」。

思い返せば、国葬は銃撃事件から6日後に表明されたものだ。「事件が衝撃的だったので、冷静にものを考えられなかったのでは。首相が個人的に『表彰』したいから『表彰』したという、いかにも悪い前例を作ったことになる」と眉根を寄せる。

岸田首相の説明によれば、今回の儀式は内閣の決定に基づき、内閣府が主催する儀式であり、国会や裁判所と合同で葬儀を主催するわけではないという。「内閣葬と名付けた方が適切。国葬という名前にこだわるべきではない」。今から内閣葬に切り替えることは可能だという。検討してもいいのではないのでしょうか、と木村さんは話を結んだ。【福田智沙】。